

地形図の利用における注意事項

1 地形図の利用について

- 益城町のホームページで公開している地形図等を利用される場合には、本注意事項に同意したものとみなします。
- ここで提供する地形図等は、その内容や正確性を証明するものではありません。
- ここで提供する地形図等は、作成時の地形地物であるため、道路や建築等の一部は、現況と異なる場合があります。また、土地の境界を示すものではありません。
- ここで提供する地形図等の情報に関する著作権は、益城町に帰属します。
- 著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製し、販売、貸出及び転用することを禁じます。
- 地形図等は、測量法の公共測量成果となるため、複製・使用をする場合には、測量法の申請が必要となります。

2 測量法に基づく申請等

地形図等の利用にあたっては、測量法に基づく公共測量成果の複製・使用に関する申請が必要となりますので、測量計画機関である益城町の承認を得る必要があります。

①複製承認（法第43条）

- 次に該当する場合は、測量成果の複製の承認を得なければなりません。
 - 測量の用に供する場合：測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製する場合
 - 刊行する場合：有償、無償に関わらず、複製した測量成果を書籍、パンフレット、CD-ROM その他のもので不特定多数のものに対し発行する場合
 - インターネット等により情報を提供する場合：インターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置く場合

【承認を得ずに利用できる範囲】

- 以下の内容に該当する場合は、複製の承認を得ずに利用することが可能となります。
 - 私的に利用する場合
 - 学校その他教育機関で利用する場合
 - 一時的な資料として利用する場合
 - イラスト的に利用する場合
 - 社内、サークル、同好会等においてのみ利用する場合
 - 特定の者に対して提言する申請書、報告書等に複製物を掲載する場合
- 以下の内容に該当する場合は、複製の承認を得ず出典の明示により利用することが可能となります。
 - 学術論文に利用する場合
 - 刊行物等に少量の地図を挿入する場合
 - 博物館等においてパネル展示を行う場合

地形図の利用における注意事項

②使用承認（法第44条）

- 次に該当する場合は、測量成果の使用の承認を得なければなりません。
 - 測量成果を複製した者が、複製品を測量に用いる場合
 - 測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断される場合

【承認を得ずに利用できる範囲】

- 以下の内容に該当する場合は、使用の承認を得ずに利用することが可能となります。
 - 私的に利用する場合
 - 学校その他教育機関で利用する場合
 - 一時的な資料として利用する場合
 - イラスト的に利用する場合
- 以下の内容に該当する場合は、使用の承認を得ず出典の明示により利用することが可能となります。
 - 学術論文に利用する場合
 - 刊行物等に少量の地図を挿入する場合
 - 博物館等においてパネル展示を行う場合

3 出典の明示について

- 地形図等を利用する際は、申請不要の場合であっても、以下のような出典を記載してください。

《出典記載例》

「この地図は、地形図（1/〇〇〇）を使用したものです。」

「この地図は、地形図（1/〇〇〇）に〇〇を追加して掲載」

「この地図は、地形図（1/〇〇〇）を基に、〇〇株式会社作成」

4 免責について

- 町は、利用者が地形図等を用いて行う一切の行為（地形図等を編集・加工等した情報を利用することを含む）について、何ら責任を負うものではありません。
- この地形図等は、予告なく、変更、移転、削除等が行われることがあります。
- ここで提供する地形図等の利用により直接的あるいは間接的に第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任において解決することとします。
- 町は、ここで提供する地形図等及び地形図等に係るその他一切の情報について、修正する義務を負いません。